

中京区 先斗町まちづくり協議会

～意見交換の概要～

(1) 意見交換の対象となる範囲（地図は裏面）

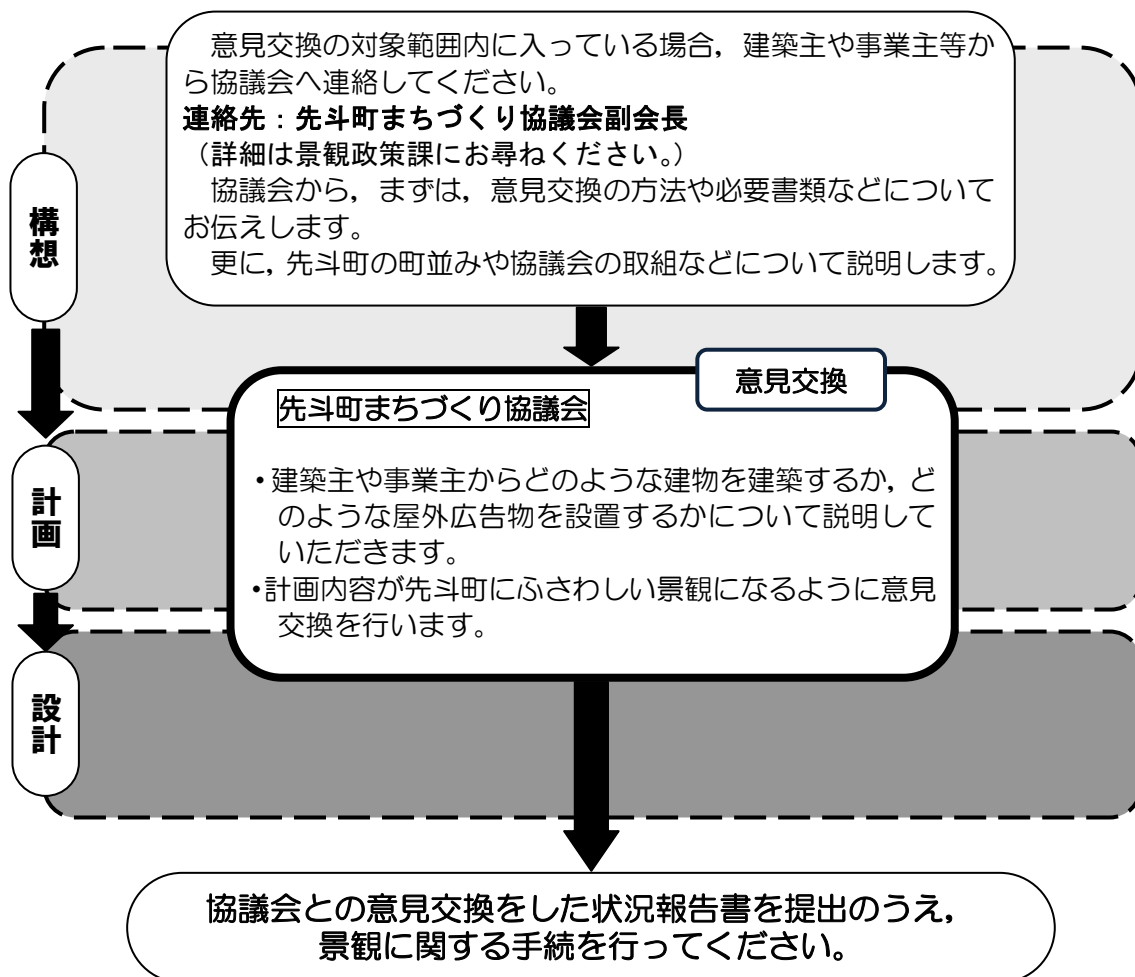
京都市中京区橋下町，若松町，梅之木町，松本町，柏屋町，材木町，下樵木町，鍋屋町，石屋町の一部

(2) 意見交換の対象となる行為

- ① 新規の居住行為及び新規事業の開店・開業行為
- ② 既存建築物の取り壊し及び新規の建築行為
- ③ 既存建築物の改修行為
- ④ 屋外広告物の新規設置行為及び改変行為
- ⑤ その他，町並み景観に関する行為

ただし，材木町，下樵木町，鍋屋町の木屋町通りに面するファサード（立面）部分は除く。

(3) 意見交換の方法



(4) 協議会の概要

先斗町まちづくり協議会では、地域景観づくりを主体として、先斗町の景観や町並の保全、求められる先斗町らしさの創出を前提としたうえで、先斗町界わいでの住民、事業者による先斗町の発展を目指し、立誠まちづくり委員会と連携した活動が行われます。

花街先斗町が未来永劫のここの美しさであることを望んで、先斗町に住まう者・商う者の原理原則を踏まえ、とるべき行動と規範を「先斗町 町式目」として定め、地区内全員で実践する活動をされています。

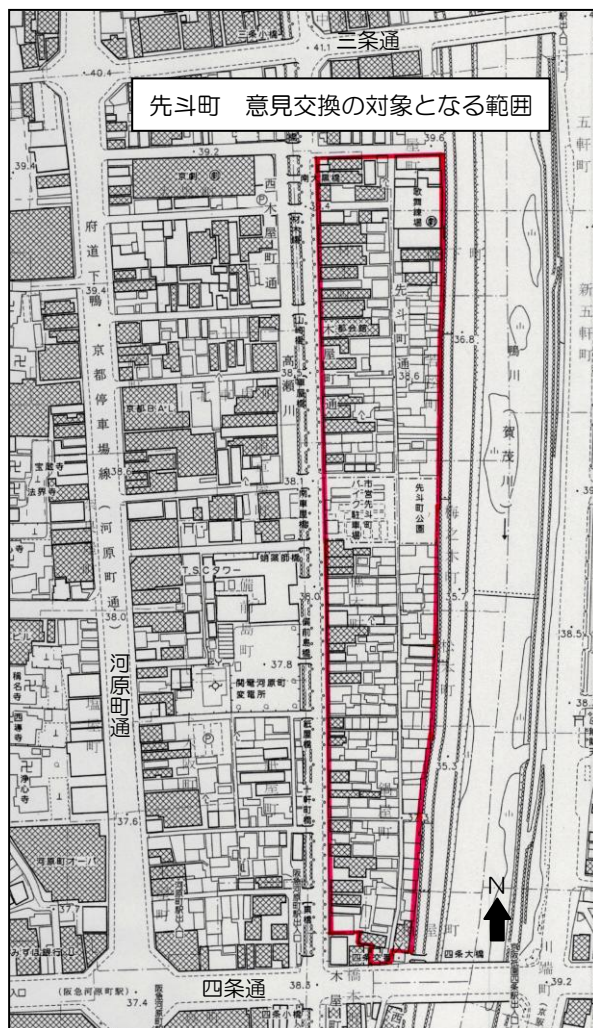
(5) 計画書の概要

先斗町地域景観づくり計画書では、先斗町の景観特性と町並み景観に関する考察を記載して、それらを今後の先斗町のまちづくりの礎としています。また、「芸舞妓が通りを歩いて違和感が全くない町並み」や「花街の風情を残して、先斗町に調和した店づくりやまちづくり」などを地域の将来像として掲げ、先斗町の町並みを維持し保全することを目指しています。

ぜひ、計画書をお読みいただき、地域の景観に対する想いを感じてください。

計画書は、景観政策課の窓口で縦覧し、ホームページでも公開しています。

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-2-1-0-0.html>)。



問合せ先 : 都市計画局 都市景観部 景観政策課 TEL 075 - 222 - 3397